



三井秀範氏

金融庁 総務企画局 企業開示課長

さらなる国際競争力強化と 金融イノベーションに向けて

—今年の四月から新しい開示制度が本格的に施行されますね。

昨年九月に施行した金融商品取引法では、業規制の横断化のみならず、開示制度についても横断化と柔軟化が行われました。流動性の高い有価証券については、現行の公衆縦覧型の開示制度を適用する一方で、流動性の乏しい、組合を含む集団投資スキームについては、一定のものを除き、公衆縦覧型でない、業者による直接開示で足りることとし、開示制度の柔軟化を図りました。公衆縦覧型の開示制度の中でも、高度な流動性のある上場会社については、四半期報告および内部統制報告制度を導入し、よりタイムリーかつ信頼性の高い開示を担保するという柔軟的な枠組みとしています。

—内部統制報告書は、CFOをはじめ経営者にとって大きなインパクトです。

内部統制報告制度については、いくつかの誤解があるようです。中小規模の企業も例外なく、膨大な文書化やITによる内部統制が求められているとの誤解です。金融商品取引法の内部統制報告制度は、あくまで資本提供者に対し、預かった資本でどのような業績をあげたのかという財務報告についての内部統制報告です。したがって、実効性とともに

効率的な実施が重要であり、企業業績が悪化してしまうほどの過剰なコストを内部統制に費やしてしまうようなことは、本末転倒です。もちろん、短期的な利益だけが投資家にとつての企業価値ではありませんので単純ではありませんが、要は「効率性と実効性とのバランス」が大事であるということですね。

—それでもう一つ強調しておきたいことは、細かいプロセスや評価を優先してほしいということですね。もちろん、企業のおかれた場面によっては業務プロセスが大事という場合もあると思いますが、まずは全社的なアプローチで、会社というところの問題がありそうか、すなわち粉飾が起るとしたらどういふ部分になりそうか、といった検討をまず行うことが必要だと思います。

—そもそも、過去の不正会計の問題を調べてみたところで、経営者が財務報告を軽く見ている会社では不正会計が起りやすいという傾向があります。大事なものは、財務報告は経営者の最も重要な役割の一つであるという強い認識を全社的に持ち、財務報告のできる現場に経営者が目を光らせるということですね。経営者の目が行き届く中小企業を想定したければ、このことの大切さがおわかりいただけるかと思います。



——米国でも、莫大な資金と労力を費やした対応に疑問の声もあがっています。

米国のSOX法は、内部統制報告制度をはじめ、罰則の引き上げや監査人の独立性強化など、日本を含め世界各国に相当なインパクトを与えたわけですが、日本における内部統制報告制度の法制化の検討に入った際にはすでに米国にてさまざまな問題点が浮き上がっていたこともあり、日本版は日本固有のものを含め取り入れた内容となっていました。

例えば、評価対象範囲を大幅に絞り込み、売上高等の約三分の二程度をカバーする事業拠点について、三つの勘定項目（売上、売掛金、棚卸資産）を対象とするといった実施基準を打ち出しています。トプダウン型のリストアップは、米国に先駆けて、日本では基準作成当初から明示しました。さらに、米国と異なり、ダイレクトレポートリング制度の不採用、同一の監査人による財務諸表監査と内部統制報告監査の一体的な実施制度など、数々の負担軽減策を講じています。

また、金融商品取引法全体について、専ら投資家保護の観点から把握する向きもありますが、実は三、四年前に金融審議会で議論していた時から、国際性という視点をかなり重視していました。業態別、商品別の縦割りになっていた規制を「横断化・柔軟化」したのも、金融イノベーションを阻害せず、市場機能の向上を図り、日本の金融資本市場が国際的な競争に負けないよう法的環境を整えよう、というのが目的なのです。法の実施にあたっては、我々規制当局も細心の注意が必要ですが、CFOをはじめとした企業経営者、監査人、そして投資家の方々など資本市場に参加される方々にも

このような金融商品取引法の趣旨をご理解いただければ幸いです。

——資本市場の国際競争力の強化が金融商品取引法の根本精神ですか。

金融商品取引法の構想段階から、このままでは日本市場が国際競争の中で地盤沈下してしまうという強い懸念を持っていました。従来の縦割りの規制の中では、業態横断的な高次元な金融商品が作れないですとか、作る際にいくつもの許認可が必要になるといったこともありました。例えば、ラップアカウントを作るのに証券業と投資助言業の登録に投資一任認可の計二つの許認可だとか、商品コモディティ（と有価証券等の金融商品と一緒に運用するファンドを組成するのは非常に不便であるなど）といった具合です。金融商品取引法は、まだ施行したばかりで効果のほどはわかりませんが、新しい金融イノベーションにつながるような取組につながっていると思います。

さらに今般、金融商品取引法の改正を準備しておりまして、商品を組み込んだETFを上場できるようにしようとか、プロの投資家を対象としたより自由度の高い取引の場、いわゆる「プロ向け市場」を設けようという改正案の検討を進めています。後者は、特定投資家の間のみで流通する有価証券については、公衆縦覧を前提とした現行の簡易証券を免除して、簡素化を進めた年一回の情報提供制度にとどめるといった試みです。これは、ロンドンのAIMをはじめとした自由度の高いプロ市場が拡大している国際事情を受けての流れで、どのような情報を提供するかといったことについては法律で定めず、取

引所のルールにより、様式や言語、そして会計基準についても柔軟に定めることを可能にしようというものです。海外のベンチャー企業も対象に、国際会計基準等による英語での市場を作るといったことも展望できるようにできればと考えています。

——国際競争力という点では、会計基準のコンバージェンスも急速に進んでいますね。

今年にはEJによる同等性評価が行われる予定で、昨年八月にIASB（国際会計基準審議会）と合意したスチュールのもとで、日本としても積極的にコンバージェンスに向けた動きを加速させています。

ただし、IFRS（国際会計基準）を導入すべきとの意見がありますが、会計基準の字面を揃えればそれでいいというものではありません。ある企業活動や経済事象について、字面上は同じ会計基準でも、作成者、監査人、監督当局、利用者が十分に使いこなさなければ、できあがった財務報告は、結果的に違ったものになってしまうおそれがあります。現在、日本が取り組んでいるコンバージェンスは、国際的に見てもこうしたコテキストに照らして、きちんとした対応が行われてきていると思います。

また今年には、EINET（電子開示システム）の機能拡充としてXBRLの導入を予定しています。昨年からは、二〇〇社の参加を募って実証実験を実施するなど、導入準備も佳境に入っていますが、国際的に標準化された言語であるXBRLを使うことで、コンバージェンスとあわせてグローバルに投資家と企業を結び付けていく環境整備を図りたいと考えています。

（聞き手：日本CFO協会 谷口宏）